

大分県ホームページ広告掲載業務
入札説明書

大 分 県

入札説明書

令和6年1月10日付け公告の大分県ホームページ広告掲載業務に係る入札等については、この入札説明書によるものとする。

1 業務の名称及び内容等

(1) 業務の名称

大分県ホームページ広告掲載業務（以下「本件」という。）

(2) 業務の内容

大分県ホームページ広告掲載業務に関する仕様書（以下「仕様書」という。別添）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から翌年3月31日までとする。

(4) 仕様書

別添のとおり。

(5) 入札方法

上記（1）の件を入札に付する。

本件入札は、一般競争入札により行う。

2 入札参加資格

(1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する業者名簿中、「50 広告」に登録されている者であること。

(2) 大分県内に本社または支社等を有していること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 法人にあつては、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生手続き、再生手続き等をしていないこと。

(5) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (7) 入札に参加を希望する者は、次項3の場所、日時で契約条項等の説明を受けるとともに、入札参加資格の確認を受けなければならない。資格審査により資格が認められた者のみ入札に参加できる。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項等を示す場所、入札参加資格の確認の場所

大分市大手町3-1-1

大分県企画振興部広報広聴課

連絡先 097-506-2099

- (2) 入札説明書等の交付方法

令和7年1月10日から令和6年1月29日までの日（休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和26年大分県条例第35号。以下「休日条例」という。）の第3条及び第5条に規定する休日及び週休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、上記（1）において交付する。

- (3) 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

また、入札参加資格確認結果は、入札参加資格確認通知書（別記様式第3号）で通知する。

ア 提出書類

(ア) 申請書（別記様式第1号）

(イ) 担当者届（別記様式第2号）

イ 申請書等の提出期限

令和7年1月29日午後5時まで（書類提出受付は、休日条例第3条及び第5条に規定する休日及び週休日を除く日の午前9時から午後5時まで）

ウ 申請書等の提出方法

郵送または持参とする。

エ 提出部数

各1部

- (4) 入札説明会

実施しない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年2月3日（月）午前10時 大分県庁舎本館3階31会議室

4 入札の方法

- (1) 大分県が入札参加資格を確認しなかった者又は大分県が入札参加資格を確認した後、入札参加資格を失うことになった者は、入札の参加を認めない。
- (2) 入札者は、入札書（別記様式第4号）により入札しなければならない。
- (3) 入札書は、封筒に入れ、業務の名称及び住所・商号・氏名を記載して提出すること。
- (4) 入札は、入札者本人又はその代理人が入札書を提出すること。

- (5) 代理人が入札をする場合は、入札前に委任状（別記様式第5号）を提出すること。
- (6) 入札者本人又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 提出した入札書については、書換え、引替え又は撤回を認めない。
- (9) 開札は、入札終了後直ちに上記3（5）に掲げる場所において、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。
- (10) 開札の結果、予定価格以上の価格の入札がない場合は、再度の入札を行う。
- (11) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (12) 入札への立ち会いの際には、確認通知書（又はその写し）を持参すること。

5 落札者決定基準

- (1) 有効な入札書で、県が定める予定価格以上の最も高額の価格をもって入札した者を相手方（広告取扱事業者）とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、くじによる落札者決定を行なう。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

6 落札結果の通知及び公表

- (1) 落札結果通知
落札者については、落札者決定後に口頭により通知する。
- (2) 落札者の公表等
落札者は、大分県ホームページ上で公開する。

7 契約について

- (1) 契約先
大分県は、本業務に関する落札者と契約の締結を行う。
ただし、落札者が施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 契約書（案）
契約書（案）は、別添のとおりとする。
- (4) 契約書等の作成
落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約必要書類を提出しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りでない。期間内

に契約締結に応じないときは、契約の相手方となる資格を失う。

8 その他

(1) 入札保証金

見積金額（消費税相当を含む。）の100分の5以上の入札保証金を納付すること。

ただし、次の場合は、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

ア 入札者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 令第167条の5の規定により知事が定める資格を有する者による競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税相当を含む。）の100分の10以上の契約保証金を落札の通知を受けた日から7日以内に納付すること。

ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年間に国（公団を含む。以下同じ。）又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行しているとき。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

ア この公告に示した入札参加資格のない者のした入札

イ 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

ウ 入札者が本件の入札について、二以上の入札書を提出した者のした入札

エ 本件の入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札

オ 入札金額の記載のない入札

カ 入札金額の訂正に訂正印のない入札

キ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

ク 入札に際し、不正の行為を行った者による入札

ケ 提出書類に虚偽の記載を行った者のした入札

コ その他、入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札

(4) 入札の辞退

大分県が発行する入札参加資格確認通知書を受領した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、「入札辞退届」（別記様式第6号）を上記3（1）に提出すること。

(5) 目的外使用の禁止

この入札説明書の交付を受けた者は、大分県から提供を受けた入札関連の文書を、第三者に漏らしたり、本件入札及び契約等以外の目的に供してはならない。

(6) 関連法令等

本件入札の執行については、地方自治法、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令並びに規則など関係法令の定めによる。